

# 兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第16号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 公立大学法人兵庫県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（教育課）	1
○ 公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（同）	3
○ 造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則（林務課）	4

## 公布された法令のあらまし

### ●公立大学法人兵庫県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（規則第20号）

地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人兵庫県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めることとした。

### ●公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第21号）

公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の施行により、兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例を廃止すること等に伴い、関係規則について所要の整備を行うこととした。

### ●造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則（規則第22号）

国において、利用期を迎えつつある森林資源を活用し、持続的な森林経営を実現するため、森林経営計画の認定を受けた者が行う森林の施業の集約化等を支援する森林環境保全直接支援事業が創設されるとともに、国の補助金が再編されたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

公立大学法人兵庫県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第20号

#### 公立大学法人兵庫県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、公立大学法人兵庫県立大学（以下「大学法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務方法書の記載事項）

第2条 法第22条第1項に規定する業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務執行の基本方針
- (2) 業務を委託する場合の基準
- (3) 契約に関する基本的事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務執行に関し必要な事項

（中期計画の認可の申請）

第3条 大学法人は、法第26条第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、当該中期計画（同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）における最初の事業年度の開始の日の30日前までに、申請書に中期計画を記載した書面を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 大学法人は、法第26条第1項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号に規定する規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の期間を超える債務負担行為
- (3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (4) 前3号に掲げるもののほか、中期目標を達成するために必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第5条 大学法人は、年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）には、同項に規定する認可中期計画に定める事項に関し当該事業年度において実施すべき事項を定めなければならない。

2 大学法人は、法第27条第1項後段の規定による届出をするときは、当該年度計画の変更の内容及びその理由を併せて届け出なければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第6条 大学法人は、法第28条第1項の規定による評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後3月以内に、年度計画に定めた事項ごとの業務の実績を記載した報告書を兵庫県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 大学法人は、法第29条第1項の規定により提出する中期目標に係る事業報告書（次条において「中期目標に係る事業報告書」という。）には、当該中期目標に定められた事項ごとの実績を記載しなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績報告)

第8条 大学法人は、法第30条第1項の規定による評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後3月以内に、中期目標に係る事業報告書を委員会に提出しなければならない。

(財務諸表)

第9条 法第34条第1項に規定する規則で定める書類は、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第1条第3項に規定する地方独立行政法人会計基準によるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第10条 法第34条第4項に規定する規則で定める期間は、6年とする。

(剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続)

第11条 大学法人は、法第40条第3項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
  - (2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表
  - (2) 前号の事業年度の損益計算書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(積立金の処分に係る承認の手続)

第12条 大学法人は、法第40条第4項の規定による承認を受けようとするときは、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする金額
  - (2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表
  - (2) 当該期間最後の事業年度の損益計算書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(納付金の納付の手続)

第13条 大学法人は、法第40条第6項の規定による納付金（以下「納付金」という。）を納付しようとするときは、納付金の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損

益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添えて、知事が別に定める日までに、これを知事に提出しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第14条 大学法人は、法第41条第1項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 借入れを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の規定は、法第41条第2項ただし書の規定による認可を受けようとする場合について準用する。この場合において、前項第1号中「借入れ」とあるのは、「借換え」と読み替えるものとする。

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第15条 大学法人は、法第44条第1項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡又は担保の提供（以下「譲渡等」という。）に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡する場合又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価格）
- (2) 譲渡等の条件
- (3) 譲渡等の方法
- (4) 譲渡等により業務の運営に支障が生じないと認める理由

(県が出資した土地又は建物の処分等に関する協議)

第16条 大学法人は、県が出資した財産（公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例（平成25年兵庫県条例第9号）第9条に定める重要な財産を除く。）である土地又は建物の全部又は一部の譲渡等をしようとするときは、あらかじめ、前条各号に掲げる事項を記載した書面により知事に協議しなければならない。

(協議)

第17条 知事は、大学法人の業務運営と県行政との連携を確保するため、必要と認めるときは、大学法人に対し、協議を求めるものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(中期計画の認可の申請に係る特例)

2 大学法人の成立後最初に作成する中期計画に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画（同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）における最初の事業年度の開始の日の30日前までに」とあるのは「法第25条第1項前段の規定による指示を受けた後遅滞なく」と、「に中期計画」とあるのは「に中期計画（同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）」とする。



公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第21号

公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(兵庫県立大学の授業料等の免除等に関する規則等の廃止)

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 兵庫県立大学の授業料等の免除等に関する規則（昭和37年兵庫県規則第101号）
- (2) 大学教職員住宅管理規則（昭和44年兵庫県規則第23号）
- (3) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（昭和51年兵庫県規則第84号）
- (4) 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第44号）
- (5) 兵庫県立大学評価委員会規則（平成18年兵庫県規則第36号）  
（職員の職務発明等に関する規則の一部改正）

第2条 職員の職務発明等に関する規則（昭和39年兵庫県規則第106号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第16条第1項中「及び県立大学」を削る。

（公舎管理規則の一部改正）

第3条 公舎管理規則（昭和42年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条第1項第4号中「（以下「退職派遣者」を「並びに公立大学法人兵庫県立大学の役員及び職員（以下「退職派遣者等」に改める。

第6条第2項第1号中「、大学の学長」を削り、「自治研修所長」の右に「若しくは公立大学法人兵庫県立大学の理事長」を加える。

第12条中「退職派遣者」を「退職派遣者等」に改める。

（公有財産規則の一部改正）

第4条 公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第33条から第36条までを次のように改める。

第33条から第36条まで 削除

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。



造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第22号

造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則

造林事業補助金交付規則（昭和48年兵庫県規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「知事が承認した市町村森林整備事業計画」を「林野庁長官が承認した森林環境保全整備事業計画」に、「松くい虫被害対策事業推進計画」を「地域森林計画」に改め、同項第6号中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改め、「認定」の右に「（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）の規定による改正前の森林法第11条第4項の認定を含む。）」を加える。

第7条第1項ただし書中「市町村森林整備事業計画、松くい虫被害対策事業推進計画」を「森林環境保全整備事業計画、地域森林計画」に改める。

第14条第1項第2号中「市町村森林整備事業計画」を「森林環境保全整備事業計画」に改める。

別表流域育成林整備事業の項中「市町村森林整備事業計画又は」を削り、同表保全松林緊急保護整備事業の項中「松くい虫被害対策事業推進計画」を「地域森林計画」に改め、同表被害地等森林整備事業の項中「被害地等森林整備事業」を「被害森林整備事業」に改め、同項内容の欄を次のように改める。

自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、気象上の原因による災害で被害を受けた森林を復旧させることを目的として森林所有者及び地方公共団体との協定に基づいて行う造林事業で知事が別に定めるもの

別表に次のように加える。

森林環境保全直接支援事業	利用期を迎えつつある森林資源を活用し、持続的な森林経営を実現するため、施業の集約化及び路網整備を通じた施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う搬出間伐等の森林施業、これと一体となった森林作業道の開設等を行うことを目的として森林環境保全整備事業計画に基づいて行う造林事業で知事が別に定めるもの	10分の4以内。ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業又はこれらに必要な路網の整備にあつては、10分の5以内
公的森林整備事業	自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、森林所有者及び地方公共団体との協定に基づき広葉樹林化、針広混交林化等の施業を行うことを目的として森林環境保全整備事業計画に基づいて行う造林事業で知事が別に定めるもの	10分の5以内

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の造林事業補助金交付規則の規定は、平成24年度の造林事業に係る補助金から適用する。